事　務　連　絡
平成２８年１１月１日

各都道府県教育委員会高等学校主管課長
各指定都市教育委員会高等学校主管課長
各 都 道 府 県 私 立 学 校 主 管 課 長　殿
附属学校を置く各国立大学法人附属学校事務主管課長
構造改革特別区域法第１２条第１項の認定を
受けた地方公共団体学校教育事務主管課長

文部科学省初等中等教育局児童生徒課長

道路交通法改正により新設される準中型免許制度の高等学校に対する
周知について（依頼）

日頃より高校生の就職支援等に御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、警察庁交通局運転免許課長より、別添のとおり、道路交通法の一部を改正する法律（平成27年法律第40号。以下「改正法」という。）について、高等学校への周知依頼がありました。

改正法は、貨物自動車に係る事故を防止するとともに、若年者の就職における運転免許の必要性という社会的要請に応えるため、18歳から車両総重量7.5トンまでの貨物自動車を運転できる準中型自動車免許（以下「準中型免許」という。）を新設することとしており、同法は、平成29年3月12日に施行されます。

文部科学省としても、18歳から取得可能な準中型免許が新設されることに伴い、高校生の就職支援の観点から、特にトラック等を運転することが必要な職業への就職を希望する新規高等学校卒業予定者に対し、進路指導の場等を活用して周知を図っていくことが必要であると考えています。

ついては、貴職におかれても、改正法について御了知いただくとともに、下記の内容等について、域内の高等学校を設置する市町村教育委員会、所管又は所轄の高等学校及び学校法人に対し、周知いただくようよろしくお願いします。

記

１．準中型免許制度について

①　新設される準中型免許は、普通自動車免許を取得しなくても18歳から取得可能であることから、従来は中型自動車免許（20歳以上、普通免許等保有2年）が必要とされていた車両総重量7.5トンまでの貨物自動車について、高校を卒業して間もない若者も直ちに運転することが可能となること。

②　準中型免許の新設により、現行の普通自動車免許では車両総重量5トンま

での貨物自動車を運転できるが、改正法施行後の普通自動車免許では車両総重量3.5トンまでの貨物自動車しか運転できなくなることに留意すること。

２．準中型免許取得に係る留意点

①　準中型免許については、教習では最短17日で取得可能となっているが、1月～3月は教習所の繁忙期であることなどから、準中型免許の教習を改正法施行後の平成29年３月12日以降に開始した場合、準中型免許が必要な企業等への就職を予定している者については、企業等の採用日に間に合わなくなる可能性があること。

②　そのため、平成29年３月12日までに18歳になる高校生で、準中型免許の取得を考えている者は､同日前までに現行の普通自動車免許を取得しておけば、改正法施行後教習所等で最低４時限の技能教習と限定解除審査を受けることで、より円滑に準中型免許を取得することができること。

以上

【本件担当】
（進路指導・就職支援に関すること）
初等中等教育局児童生徒課キャリア教育・進路指導担当
電話：03‐5253‐4111（内線：4728）

（準中型免許制度に関すること）
警察庁交通局運転免許課法令係
電話：03‐3581‐0141（内線：5337）

別添

28 受初児生 第 4 号
28.10.28
文部科学省

警察庁丁運発第189号
平成28年10月27日

文部科学省初等中等教育局児童生徒課長　殿

警察庁交通局運転免許課長

道路交通法改正により新設される準中型免許制度の高等学校に対する周知について（依頼）

この度、道路交通法の一部を改正する法律（平成27年法律第40号。以下「改正法」という。）により、貨物自動車に係る事故を防止するとともに、若年者の就職における運転免許の必要性という社会的要請に応えるため、18歳から車両総重量7.5トンまでの貨物自動車を運転できる準中型自動車免許（以下「準中型免許」という。）が新設されることとなり、同法は平成29年３月12日に施行されることとされています。

準中型免許の新設に当たっては、若者の就職支援等の観点から全国高等学校校長協会、全日本トラック協会等からの要望も受けていることから、特に、トラック等を運転することが必要な職業への就職を希望する新規高等学校卒業予定者等に対して周知を図っていくことが重要であると考えています。

警察庁においては、現在、関係団体等と連携し、改正法の趣旨及び内容について周知すべく、都道府県警察とともに広報啓発活動を強化しているところです。

つきましては、貴省におかれましても、各都道府県教育委員会等を通じて、高等学校に対し、下記の内容等について周知が図られるよう、よろしくお願いいたします。

記

1　準中型免許は18歳から他の免許を取得しなくても取得することができることから、従来は中型自動車免許が必要とされていた車両総重量7.5トンまでの貨物自動車について、当該免許により、高校を卒業して間もない若年者も直ちに運転することが可能となること（別添参照）。

2　平成29年３月12日までに18歳になる高校生等については、同日前に現行の普通自動車免許を取得しておけば、施行後教習所等で最低４時限の技能教習と限定解除審査を受けることで、車両総重量7.5トンまでの車両も運転できる準中型免許が取得できるところ、１～３月は教習所の繁忙期であることから、新規高等学校等卒業予定者で就職を希望する者が平成28年度内に準中型免許を取得する場合、現行の普通自動車免許の教習を早期に開始し、普通自動車免許を取得した後、施行後に技能教習等を受けることで、より円滑に準中型免許を取得できること。

【本件担当】
警察庁交通局運転免許課　法令係
電話：03-3581-0141（内線：5337）

平成29年3月12日
スタート

改正道路交通法が施行されます

裏面もご覧ください!

18歳から取得可能な免許

準中型免許の新設

1. 準中型免許の新設

準中型免許では、**車両総重量7.5トン未満（最大積載量4.5トン未満）の自動車を運転できます**（普通自動車も運転できます）。
普通免許で運転できる自動車は車両総重量3.5トン未満（最大積載量2トン未満）となります。

2. 準中型免許の受験資格・教習日数

準中型免許は、**18歳から普通免許なしでも取得**できます。教習では、最短17日で取得可能です。
※普通免許は最短15日

3. 準中型免許に係る初心運転者期間制度

初めて準中型免許を取得した方は、準中型自動車を運転するときには**1年間初心者マークを付けなければなりません。**

4. すでに普通免許を保有している方は

引き続き車両総重量5トン未満の自動車を運転することができます。さらに**限定解除審査**（※）に**合格**すれば車両総重量5トン以上7.5トン未満の自動車の運転も可能となります。
※審査は、指定自動車教習所で最低4時限の教習等を受けた上での審査又は免許試験場での技能審査等のいずれかになります。

■免許の区分、受験資格等の改正概要について

改正前

車両総重量	5トン		11トン	
最大積載量	3トン		6.5トン	

普通自動車	中型自動車	大型自動車
普通免許	中型免許	大型免許
18歳以上	20歳以上 普通免許等保有2年	21歳以上 普通免許等保有3年

改正後

車両総重量	3.5トン		7.5トン	11トン	
最大積載量	2トン		4.5トン	6.5トン	

普通自動車	準中型自動車	中型自動車	大型自動車
普通免許	準中型免許	中型免許	大型免許
18歳以上	18歳以上	20歳以上 普通免許等保有2年	21歳以上 普通免許等保有3年

警察庁・都道府県警察